

特定不妊治療費助成制度

雲南市では、不妊治療を受けようとするご夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかる費用を一部助成する事業を行っています。

なお、平成 29 年 10 月 1 日付けで改正しており、平成 29 年 4 月 1 日以降に終了した治療分については、下記の内容が適用されます。

制度について

対象者

次の要件をすべて満たす夫婦

- ・ 島根県特定不妊治療費助成事業により島根県知事から助成決定を受けていること
- ・ 戸籍上の婚姻関係であって、申請時に夫婦もしくはいずれかが市内に住所を有していること

助成額

- ・ 1 夫婦に対し、当該夫婦が島根県等特定不妊治療費助成事業による当該補助額を控除した額の 2 分の 1 以内とし、1 夫婦 1 回の治療につき **7 万 5 千円**までを上限とします。
- ・ **男性不妊治療を行った場合、1 回の治療につき 5 万円までを上限とします。（新規追加）**
（※確定申告の際には、助成金額を差し引いたものが医療費控除の対象となります。）

助成の対象範囲（※県の助成事業内容に準じています）

- ・ **年齢要件**：治療開始日時点での妻の年齢が 43 歳未満に限ります。
- ・ **助成回数**：初回の申請にかかる治療の開始日時点で妻の年齢が
40 歳未満 → 通算 6 回まで
40 歳以上 43 歳未満 → 通算 3 回まで

申請方法

島根県特定不妊治療費助成の交付決定を受けた後に、治療を受けた領収書等下記のものを市役所健康づくり政策課まで持参または郵送してください。なお、申請は島根県の交付決定を受けた日の属する年度内に申請してください。

- ① 特定不妊治療費助成金交付申請書
- ② 島根県が発行した特定不妊治療費助成事業承認決定通知書（原本）
- ③ 島根県に提出した特定不妊治療費助成事業受診等証明書（写し）
- ④ 医療機関が発行した特定不妊治療費に関わる領収書及び明細書（原本）
- ⑤ 夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票等）

※①については様式がホームページ、市役所にあります。まずは一度お問い合わせください。

～お問い合わせ・相談窓口～

〒699-1392 雲南市木次町里方 5 2 1 - 1 雲南市役所 健康福祉部健康づくり政策課

電話 0854-40-1040 E-mail : kenkouzukuri@city.unnan.shimane.jp